

労働安全衛生法の改正による 新たな化学物質規制について

労働安全衛生法（以下、安衛法）が、改正され2024年4月より施行されます。安衛法とは、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成する目的で制定された法律です。

今回の改正により、健康を害する可能性のある化学物質に対して、労働者の安全と健康の確保のために対応することが義務付けられ、罰則規定も定められました。

事業者求められる取組みについて

1. 取扱商品のSDSを確認し、GHSマークの有無を確認して下さい。

取扱う全ての商品のSDS（安全データシート）を取寄せ、GHSマークの有無を確認して下さい。
GHSマークがつく商材は全て、今回の安衛法の対象となります。



《対象となるGHSマークの例》



呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分1-2）、特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）、吸引性呼吸器有害性



急性毒性（区分4）、皮膚腐食性・刺激性（区分2）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分2A）、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分3）



急性毒性（区分1-3）



ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

砥石・レジン系ダイヤモンド工具・彫刻用砂・止水セメント・人工大理石
人造大理石・セラミックタイル・防水剤・除去剤等が、対象商品となります。
SDSをご確認下さい。また、自然石の研削時等に発生する粉じんに含まれる
石英（シリカ）も対象となります。

2. 該当商品がある場合は、化学物質管理責任者 保護具着用責任者を選任し、記録を保存して下さい。

GHSマークがついた商品がある場合は、事業所ごとに化学物質管理責任者・保護具着用責任者の選任が必要となり、労働者に対する指導と健康安全の確保のための実施事項を記録し、保存することが義務付けられます。また、年に1度のマスクフィットテストの実施も必要です。



3. ばく露濃度低減のための措置を実施下さい。

対象となる商品からの危険性を労働者に周知徹底させると同時に、当該物質にさらされる程度を最小限度にしなければなりません。

以下の①～④の順に対策をとることが効果的とされています。



① 代替品を使用する。

該当する化学物質を含まない代替品を探し、使用して下さい。

現状、代替品となる商品は少ないですが、粉じん対策として欧州ではシリカフリー（シリカを含まない）の商品の開発が進んでいます。

② 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働させる。

発散源となる作業場所の隔離、換気装置・集塵機の設置等で、ばく露濃度の低減をすることが可能です。

③ 作業の方法を改善する。

粉じん対策としては、乾式加工から湿式加工への変更をお勧め致します。

砥石の研削作業については、ダイヤモンド工具の湿式作業をお勧め致します。

④ 有効な保護具を使用する。

①～③の対策をした上で、対象となる化学物質に対応する保護メガネ、保護マスク、保護手袋の選定を行い、正しく着用させることが必要です。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

・当社の営業担当は、化学物質管理責任者講習（2名）、
保護具着用管理責任者講習（全営業担当）を受講しております。
実際の対応については当社営業までお気軽に問合せ下さい。

.....
詳細はこちら
.....



 藤栄株式会社

1955年創業
石のコト・モノなら全てお任せ下さい。

本社 〒578-0944 大阪府東大阪市若江西新町 4-5-25
東部営業所 〒327-0817 栃木県佐野市伊勢山町 14-10

TEL : 06(6725)5236
TEL : 0283(22)8811

